

公立大学法人宮崎公立大学における個人情報の保護に関する規程

平成19年4月1日

規程第37号

(個人情報保護)

第1条 公立大学法人宮崎公立大学が管理する個人情報の保護については、宮崎市個人情報の保護に関する法律施行条例により市長が管理する個人情報の保護の例による。

(開示に係る実費の負担)

第2条 保有個人情報の開示に際して写し又は帳票の交付を受ける者は、これらの作成に現に要する実費を負担するものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。